

先進医療の新規届出技術について
(届出状況／7月受理分)

受理 番号	技術名	適応症等	先進医療の 内容	医薬品・ 医療機器 等情報	保険給付されない 費用※1※2 (「先進医療に係る費用」)	保険給付される 費用※2 (「保険外併用療養費 に係る保険者負担」)	保険外併用 療養費分に係る 一部負担金	先進医療A 又はB (事務局案)	受理日 ※3
070	腎摘出術による病気腎(小径腎腫瘍)を用いた修復腎移植術	修復腎移植によるレシピエントの腎機能回復	別紙3-1	別紙3-2	【移植術実施症例】 143万6千円 【腎摘出術実施症例】 0円	【移植術実施症例】 284万2千円 【腎摘出術実施症例】 78万円	【移植術実施症例】 122万5千円 【腎摘出術実施症例】 33万8千円	先進医療B	H28.6.29
071	腹膜播種を伴う膵癌に対するゲムシタビン/ナブ-パクリタキセル点滴静注+パクリタキセル腹腔内投与併用療法	腹膜播種を伴う膵癌	別紙4-1	別紙4-2	18万2千円 (標準的な投与回数 である6コース投与の 場合で計算)	204万円	88万4千円	先進医療B	H28.7.5

※1 医療機関は患者に自己負担を求めることができる。
 ※2 典型的な1症例に要する費用として申請医療機関が記載した額。
 ※3 原則として15日以降に受理した場合は翌月分として処理している。

- 【備考】
- 先進医療A
 - 1 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴わない医療技術(4に掲げるものを除く。)
 - 2 以下のような医療技術であって、当該検査薬等の使用による人体への影響が極めて小さいもの
 - (1)未承認等の体外診断薬の使用又は体外診断薬の適応外使用を伴う医療技術
 - (2)未承認等の検査薬の使用又は検査薬の適応外使用を伴う医療技術
 - 先進医療B
 - 3 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴う医療技術(2に掲げるものを除く。)
 - 4 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴わない医療技術であって、当該医療技術の安全性、有効性等に鑑み、その実施に係り、実施環境、技術の効果等について特に重点的な観察・評価を要するものと判断されるもの。